

「利用等規則ガイドライン」検討案

今回は、公文書管理委員会による「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」の検討案（以下、利用等規則ガイドライン案）について述べます。同案は、前回・前々回に述べた検討素案とほぼ同時期に公文書管理委員会で検討されています。それは、公文書管理法制度下において国立公文書館等が制定する利用規則の規定例を示すものであり、その構成は総則（第A章）、保存（第B章）、利用（第C章）、廃棄（第D章）、研修（第E章）および雑則（第F章）となっています。

利用等規則ガイドライン案に対する任意パブリックコメントは、本年9月15日から29日まで実施され、68個人・団体から78件の意見が寄せられました（右表参照）。同委員会の資料によると、同案全般については「（規則の執行に）必要な予算と人員の確保が必要」との意見が出されているほか、個別事項については利用（第C章）に関する意見が最も多く、次いで保存（第B章）、廃棄に関する意見が多く出されています。

任意パブリックコメントの結果

意見の対象	意見数
全般	3
総則	0
保存（受入れ）	11
保存（保存）	17
利用（利用の請求）	27
利用（利用の促進）	1
利用（移管元行政機関の利用）	1
利用（利用時間及び休館日）	4
廃棄	5
研修	2
雑則	4
その他	3
	（計 78）



また、この利用等規則ガイドライン案については各省に対する意見募集も行われ、内閣官房（1）、警察庁（7）、総務省（1）、法務省（1）、外務省（20）、文部科学省（30）、防衛省（3）から63件の意見が寄せられています（カッコ内は意見数）。

個人・団体や各省から寄せられた意見の詳細をここで紹介することはできませんが、全般的な傾向として利用等規則ガイドライン案による基準設定について賛否両意見が出されているといえます。例えば、特定歴史公文書等の保存方法について、理想的な保存環境条件が統一基準的に求める意見がある一方で、逆にそれが高いハードルとなることで特定歴史公文書等の保存が見送られて散逸しかねない状況を懸念する意見などがみられます。

なお現在、利用等規則ガイドラインに基づいて各施設の利用等規則のチェック作業が行われており、本年12月中には各施設の利用等規則が制定されることとなります。